平成２６年（フ）第２３０号
山梨県甲斐市團子新居577番地１、前住所山梨県甲府市湯村３丁目23番Ｃ―411号
債務者　横森　寛典
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
岐阜県関市上之保2145番地　宮ケ野住宅13号棟
債務者　大塚多加志（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４２号
滋賀県高島市今津町弘川1869番地
債務者　清水　　唯（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
滋賀県草津市大路２丁目９番20―502号
債務者　奥村　道代
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２７号
大津市際川２丁目４番22号　みのべマンション201号、前住所大津市柳川１丁目12番６号
債務者　知場　明子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０１号
兵庫県赤穂市坂越1568番地、従前の住所兵庫県赤穂市尾崎3556番地１
債務者　山根　　聖
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４１号
兵庫県赤穂郡上郡町栗原456番地
債務者　藤田　美沙
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１１号
奈良市北登美ヶ丘４丁目７番22号
債務者　小宮　容子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５８９号
広島市佐伯区杉並台37番地６
債務者　小田　洋嗣（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０６号
広島県山県郡北広島町有田1578番地10
債務者　西村　　武
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０７号
広島県山県郡北広島町有田1578番地10
債務者　西村みどり
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
福岡県久留米市国分町1037番地23　南コーポ３号
債務者　武田　雅光
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番46―11号
債務者　中道としこ
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩川内市上川内町5793番地３　フォレストインアート202、前住所鹿児島県薩摩川内市高江町6230番地ロ号
債務者　東　美保子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
鹿児島県出水市緑町19番28号　ビューハイツＢ棟201号、前住所鹿児島県出水市中央町877番地
債務者　勝木美和子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
静岡県富士市柚木126番地の１
債務者　長谷部秀次
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０号
三重県四日市市川島町1029番地７
債務者　山口　　勉
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係